

2018年5月25日

各 位

株式会社あおぞら銀行  
代表取締役社長：馬場 信輔  
(コート番号：8304)  
問合せ先：経営企画部  
広報室長：後藤敦彦(電話：03(6752)1111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当行（代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)：馬場信輔、本店：東京都千代田区）は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2018年6月27日開催予定の第85期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 定款変更の目的

2018年5月14日に公表した「子会社からの簡易吸収分割による信託業務の承継に関するお知らせ」のとおり、当行はあおぞら信託銀行株式会社（代表取締役会長：金子岳人、代表取締役社長：山形昌樹、本店：東京都千代田区）から、同行の信託業務を承継することを予定しております。

信託業務を同行から承継することに伴い、当行は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項に規定する信託業務を行う予定であるため、信託業務の取り扱いに係る関係当局の許認可を取得することを条件に、現行定款第2条（目的）の一部を変更いたします。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
(目的)	(目的)
第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。	第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。
1 預金又は定期積金等の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引	1 預金又は定期積金等の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引並びに為替取引
2 債務の保証又は手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務	2 債務の保証又は手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買、その他金融商品取引法により銀行が営むことのできる業務	3 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買、その他金融商品取引法により銀行が営むことのできる業務
(新設)	<u>4 信託業務</u>
4 前各号の業務のほか、銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務	<u>5</u> 前各号の業務のほか、銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
5 その他前各号の業務に付帯又は関連する事項	<u>6</u> その他前各号の業務に付帯又は関連する事項

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）                      2018年6月27日（水曜日）

定款変更の効力発生日（予定）                                      2018年10月1日（月曜日）

※上記の定款変更の効力は、当行が信託業務の取り扱いに係る関係当局の許認可を取得することを条件として発生いたします。

以上